

71期生 進路だより No. 18

『軽い気持ちでやったことが・・・』

公立高校の授業料無償化と高等学校等就学支援金制度について

2010年4月から、国の制度として「公立高等学校の授業料無償化」の制度がスタートしました。併せて国立・私立高校生や高等専修学校の生徒の就学を支援するために、「高等学校等就学支援金制度」もはじまりました。

また大阪府では、独自に新しく「私立高校生等授業料支援補助金制度」も創設されスタートしました。

これにより、公立高校の授業料は無償となり、私立高校等についても、年収610万円未満程度の世帯(家庭)の授業料負担は、実質無償化されます。また、年収610～800万円未満程度の世帯(家庭)についても、保護者負担が軽減されます。

これら3つの制度の概要(あらまし)を「Q&A」形式で説明します。

参考資料 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm
大阪府 <http://www.pref.osaka.jp/shigaku/shigakumushouka/index.html>

公立学校の授業料無償化

※ 国の費用により、公立高等学校の授業料が無償となり、家庭の教育費負担が軽減されます。

Q: 授業料が無償化となるのは、どのような範囲の学校ですか?

A: 公立高等学校(全日制、定時制、通信制)、公立中等教育学校(後期課程)、公立特別支援学校高等部は、原則として授業料は徴収されません。

Q: 無償化となるのは、授業料のみですか?

A: 正規の生徒の授業料のみです。入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は無償とはなりません。

Q: 所得による制限はありますか?

A: あります。年収目安910万円以上の家庭は支給がありません。590万円～910万円未満の場合、9,900円、590万円未満は所得に応じて1.5～2.5倍に加算されます。

Q: 必要な手続きはありますか?

A: 生徒本人(または保護者)が、高校(学校設置者)に申請書と保護者の課税証明書を提出。

高等学校等就学支援金制度

※ 国の費用により、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金が支給され、家庭の教育費負担が軽減されます。

支給額: 月額9,900円(年額: 118,800円)

保護者の所得により、さらに加算される場合があります。

国立・私立高等学校(全日制、定時制、通信制)及び下記の学校に在学する方が対象になります。

⇒国私立中等教育学校の後期課程 ⇒国私立特別支援学校の高等部

⇒高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る)

⇒専修学校などのうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの*1

*1: 対象となる学校については、文部科学省令で定めることとなります

Q: 就学支援金は誰が受け取るのですか?

A: 学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人(保護者)が直接受け取るものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人(保護者)が負担する必要がありますが、具体的な取り扱いは、都道府県等や学校により異なります。

Q: 制度の対象となるのは授業料のみですか?

A: 正規の生徒の授業料のみです。入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は対象とはなりません。

Q: 所得や年齢による制限はありますか?

A: あります。対象となる学校に在学する生徒に対して月額9,900円(年額118,800円)を限度として支給されます(公立高校生が負担軽減される額と同額)。また、保護者の所得に応じて一定額加算(1.5倍～2.5倍)されます。

- ・年収250万円未満程度の世帯の生徒は、月額24,750円(年額297,000円)加算
- ・年収250万円～350万円未満程度の世帯の生徒は、月額19,800円(年額237,600円)加算
- ・年収350万円～590万円未満程度の世帯の生徒は、月額14,850円(年額178,200円)加算
- ・年収590万円～910万円未満程度の世帯の生徒は、月額9,900円(年額11,800円)加算
- ・年収910万円以上の世帯の生徒は、支給がありません。

なお、上記の所得に関する基準は目安で、実際には世帯構成を考慮したものになります。

Q: 必要な手続きはありますか?

A: 申請書の提出(各高校等学校において配布されます)が必要です。また、所得に応じた加算を希望する場合、保護者の所得を確認できる書類の提出が必要です。

私立高校生等授業料支援補助金制度(大阪府の制度)については裏面に記載しています。